

平成17年度  
予 算 編 成 方 針

平成16年10月

豊 見 城 市

# 平成17年度予算編成方針

平成16年10月25日

総務部財政課

## 1. 国、地方の財政状況

国は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を平成16年6月に閣議決定し、「官から民へ」、「国から地方へ」といったこれまでの改革方針について、より本格的な取り組みを行うとともに、平成17年度から平成18年度を「重点強化期間」と位置づけ、新たな成長に向けた基盤強化を打ち出したところでもあります。

こうした中、平成17年度においても平成16年度に引き続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、一般会計歳出及び一般歳出の水準を実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化することを決定しました。このため、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化、効率化を実施することにより、基本的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしています。

地方財政計画については、所要の地方財政措置を講ずるに当たり、「基本方針2004」を踏まえ、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、給与関係経費、投資的経費、一般行政経費等の歳出全般について徹底した見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制するとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方交付税総額を抑制することになっています。

このような状況下において、昨年、実施された「三位一体の改革」は、国庫補助負担金の一般財源化や地方交付税の削減等により、地方自治体の財政運営に大きな影響を与え、多くの自治体で財源不足が生じ、基金を取り崩すなど、地方自治体の財政状況は、さらに厳しさが増大しています。

一方、地方6団体は、「三位一体の改革」は地方分権の理念に基づき、地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することにより、住民の身近なところで政策や税金の用途決定を行い、住民の意向に沿った行政運営を可能とする改革でなければならないと主張しており、地方が真に自主的、自立的な行政運営を行うためには、国庫補助負担金を廃止する額に見合った税源移譲をするよう強く求めています。

こうした中、地方6団体が作成した「国庫補助負担金等に関する改革案」について、各省庁から地方に対し、「国庫補助負担金削減に反対する要請」が求められるなど、改革案に対する政府内の足並みが揃わない状況になっています。

国は、「基本方針2004」の中で、平成18年度までの三位一体の改革像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定するとしており、国庫補助負担金の削減項目や税源移譲等については、現時点で予測をすることは大変厳しい状況であります。

## 2. 本市の財政状況

本市は、市民が望む街づくりをめざして、平成14年度に市制施行を行い平成17年度は4年目に入りますが、市の財政は国庫補助金や地方交付税等に依存している状況は変わらず、今後も厳しい財政運営が予想されます。

平成16年度に実施された「三位一体の改革」の影響は、歳入面では、公立保育所の運営費等の国庫補助負担金の廃止や地方交付税が削減されるなど、財源不足が生じることになりました。歳出面では、昨今の経済情勢や雇用情勢、少子高齢化などが反映されるように、社会保障制度に関する義務的経費である扶助費の負担が増大し、大幅な内部経費の削減を行ったにも関わらず、最終的には基金から6億6千5百万円を取り崩し、予算編成を行ったところであります。

平成17年度以降の三位一体の改革の影響が不透明であり、平成17年度の財政収支見通しを試算することは困難であります。平成16年度と同規模の事務事業を実施した場合、7億円余の財源不足が生じ、予算編成が非常に難しい状況になることが予想されます。

## 3. 平成17年度予算編成の基本方針

このような状況の下で、平成17年度の予算編成においては、引き続き財政健全化を強力に進める中で、経常的経費の徹底的な見直し、各種経費の削減を図るとともに、政策的経費については、諸事業の峻別・優先づけを行った第5回実施計画の範囲内の要求とし、財源の重点的・効率的な配分に努めるなど創意工夫による事業展開に努め、将来を見据えた堅実で節度ある財政運営を行っていくことが必要であります。そのためにも職員一人ひとりが経営感覚を持ち、英知を結集し予算編成を行う必要があります。

なお、予算編成の手法については、昨年に引き続き、事務事業の実施方法などの原点に立ち返った各部・各課の自発的な見直しを推進するため、所管の経費全般について「枠配分方式」を導入し、各所管の主体性の確保と予算執行の効率化を図るものとします。

以上の基本方針を踏まえ、全ての事務事業について、社会経済情勢や行政の果たすべき役割の変化に応じた見直しを行った上で、平成17年度の予算見積要求を行います。

また、所管における事務事業について従来の発想から脱却し、徹底したコスト意識を持って事業の再構築に取り組むとともに、限られた財源を必要に応じて市民満足度を得られる事業へ移し、市民の視点で目的を実現するため最も効果的な予算となるよう、下記により積極的に調整を図ることとします。

### 記

各部においては、所管に係る施策・重点項目・事業推進の方針等、予算編成の基本的考え方を策定するとともに、次の各項目に掲げた事項について留意し、予算の見積要求にあたっての具体的方策を明らかにすること。

## (1) 徹底したコスト削減

- ① 厳しい財政状況の中で、市民の理解と信頼を得るためには、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行財政運営に取り組み、一般家庭や民間企業における経費節減にみならい、徹底したコスト削減を図ること。
- ② 将来に渡って収支の均衡を保つよう財政の健全化に配慮し、経費の徹底した節減合理化と事務事業の見直しを図り、なお一層のコスト削減の意識をもって事業費を見積ること。
- ③ 職員配置（嘱託職員・臨時職員等含む）についても、簡素で効率的な体制を早期に構築するため、徹底した見直しを行うこと。

## (2) 積極的な財源確保

- ① 市税や国民健康保険税、各種使用料等の収納率の向上対策を図ること。
- ② 使用料・手数料については、受益者負担の適正化に努め、他の市民との公平を欠くことのないよう、サービスに見合った負担となるよう見直しを図ること。  
なお、必要に応じて、早急な条例改正等も視野に入れた対応をすること。
- ③ 国基準や県内市町村に比べて、受益者負担の低いものについては、早急に適正な料金に見直すこと。

## (3) 補助事業について

- ① 補助事業については、中長期的視点に立った施策の展開が必要であり、事業の必要性、緊急性、効果等を十分勘案し、第5回実施計画に基づき見積もること。
- ② 補助事業において、制度上の基準や徴収すべき個人負担等が定められている場合に、この基準を超過して市独自に上乗せしているものは、漫然と継続するのではなく、昨今の状況下で真に必要性があるか十分に検証した上で見積もること。
- ③ 三位一体の改革等による地方分権によって税源移譲があった場合移譲財源の範囲内での事務を行うこと。
- ④ 国県において、制度の廃止や縮小が行われた場合は、原則として本市においても同様とし、安易に単独事業として継続させないこと。
- ⑤ 市単独で実施している事業において、補助事業への振替が可能なメニューを積極的に導入し財源確保に努めること。

## (4) 補助金等の見直し

- ① 市が単独で補助金を支出している団体及び振興補助金については行政改革本部で決定された方針に基づき要求すること（原則として新たな補助金は認めないが、やむを得ず新設の必要がある場合は、スクラップ&ビルドで対応すること）。

- ② 市社会福祉協議会や市商工会などへの業務委託や運営費補助等については、当該団体の組織、職員定数や業務の執行について徹底した合理化・効率化を求め、コスト削減を図るとともに、企業理念の徹底により経営の改善を図るよう求めること。

#### (5) 特別会計の健全化について

特別会計については、それぞれの設置目的等を再確認のうえ、「独立採算の原則」を十分認識し、健全経営の観点から事務事業の合理化、効率化に努め、受益者負担の適正化を図り、公平な費用負担を確保し、健全経営に努めること。

一般会計からの繰出金については、一般会計が負担しなければならない経費以外の負担は大変厳しい状況にあり、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう実態の把握に努め、一般会計に準じて予算編成を行い、歳出経費の削減に努めること。

#### (6) 事務事業の見直し

- ① 事務事業については、前例や慣例にとらわれた「現状維持の行政」ではなく、「生活者起点の市政」の視点で事業効果を検証し、新しい発想で必要性・緊急性・費用対効果の観点から見直しを行うこと。
- ② 新規事業及び既存の事業は、次の項目により総点検を行い見直しを図ること。
- ア 市民は必要としているか。
  - イ 行政が行わなければならないものか。
  - ウ 国、県、市、民間のいずれが担うべきか。
  - エ 民間に任せることはできないか。
  - オ 事業を導入、継続した場合、どの程度の効率性を上げることができるか。
  - カ 厳しい財政状況の中で賄うべきものか。

#### (7) 国の地方財政措置等への対応

現在、国の三位一体の改革により国庫補助負担金の削減、交付税の改革、財源移譲が進められているが、現時点では、改革の全体像は示されておらず、また、国の予算及び地方財政計画等も未確定である。その中、平成17年度予算編成は、現行制度を前提とするが、予算見積もりにあたっては、国・県の動向に細心の注意を払い、的確な把握に努め、国・県の方針が明らかかなものは可能な限り当初予算に反映させること。

特に、国・県の新たな制度・事業や補助制度廃止等で一般財源が新たに必要になる場合は、当初予算に反映できるよう情報収集に努め対応すること。